

# 許可一覧表 (No.1)

## □産業廃棄物

許可の種類 都道府県市	許可取得年月日 及び有効期限	許可番号	産業廃棄物													13号 廃棄物
			廃プラスチック類	汚泥	廃油	がれき類	ガラスくず	木くず	金属くず	廃アルカリ	廃酸	紙くず	ゴムくず	燃えがら	ばいじん	

### 処分業 中間処理(焼却)

大阪市	令和3年01月26日 令和9年11月28日	第6620004658号	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	
堺市	令和3年07月07日 令和10年05月15日	第06720004658号	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●		●	●		●	

### 処分業 中間処理(選別)

大阪市	令和3年01月26日 令和9年11月28日	第6620004658号	●			●	●	●	●			●	●						●
堺市	令和3年07月07日 令和10年05月15日	第06720004658号	●			●	●	●	●			●	●						●

### 処分業 中間処理(破碎)

大阪市	令和3年01月26日 令和9年11月28日	第6620004658号	●						●										
堺市	令和3年07月07日 令和10年05月15日	第06720004658号	●						●										
兵庫県	令和5年07月13日 令和10年07月12日	第02823004658号	●			●	●	●	●			●	●						●

### 収集運搬業

大阪市	令和3年01月26日 令和9年11月28日	第6610004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-----	--------------------------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

### 収集運搬業(積替保管)

大阪市	令和3年01月26日 令和9年11月28日	第6610004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
-----	--------------------------	--------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

●中間処理 ○収集運搬

# 許可一覧表 (No.2)

## □産業廃棄物

許可の種類 都道府県市	許可取得年月日 及び有効期限	許可番号	産業廃棄物													13 号 廃 棄 物
			廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	汚 泥	廃 油	が れ き 類	ガ ラ ス く ず	木 く ず	金 属 く ず	廃 ア ル カ リ	廃 酸	紙 く ず	ゴ ム く ず	燃 え が ら ん	ば い じ ん	

## 収集運搬業

大 阪 府	令和05年04月20日 令和12年04月19日	第02700004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兵 庫 県	令和04年12月13日 令和11年12月12日	第02803004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
京 都 府	令和06年06月27日 令和13年05月27日	第02601004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
滋 賀 県	令和05年03月27日 令和12年03月14日	第02501004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈 良 県	令和06年08月10日 令和13年08月09日	第02900004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
和 歌 山 県	令和03年11月11日 令和10年11月10日	第03000004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三 重 県	令和06年02月15日 令和12年11月19日	第02400004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北 九 州 市	平成30年03月18日 平成37年03月17日 (令和07年03月17日) 更新手続き中	第07600004658号	○	○	○					○	○	○								
愛 知 県	令和02年04月24日 令和09年03月05日	第02300004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
福 井 県	令和04年08月19日 令和09年08月18日	第01801004658号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

●中間処理 ○収集運搬

# 許可一覧表 (No.3)

## □特別管理産業廃棄物

許可の種類	許可取得年月日 及び有効期限	許可番号	特別管理産業廃棄物					
			汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃石綿	ばいじん
都道府県市								

### 処分業 中間処理(焼却)

大 阪 市	令和04年08月18日 令和11年06月30日	第6670004658号	●	●	●	●		
堺 市	令和3年07月29日 令和10年07月28日	第06770004658号			●	●		

### 収集運搬業

大 阪 市	令和04年08月18日 令和11年06月30日	第6660004658号	○	○	○	○	○	
-------	----------------------------	--------------	---	---	---	---	---	--

### 収集運搬業(積替保管)

大 阪 市	令和04年08月18日 令和11年06月30日	第6660004658号	○	○	○	○	○	
-------	----------------------------	--------------	---	---	---	---	---	--

● 中間処理    ○ 収集運搬

# 許可一覧表 (No.4)

□特別管理産業廃棄物

許可の種類 都道府縣市	許可取得年月日 及び有効期限	許可番号	特別管理産業廃棄物					
			汚泥	廃油	廃酸	アルカリ	廃石綿	ばいじん
						ア ル カ リ	石 綿	い じ ん

## 収集運搬業

大阪府	令和04年07月01日 令和11年06月30日	第02750004658号	○	○	○	○	○	○
兵庫県	令和04年11月9日 令和11年11月8日	第02853004658号	○	○	○	○	○	
京都府	令和04年12月15日 令和11年11月10日	第02651004658号		○	○	○	○	
滋賀県	令和04年09月21日 令和11年09月09日	第02551004658号	○	○	○	○	○	
奈良県	令和04年07月07日 令和11年07月06日	第02950004658号		○			○	
北九州市	令和04年12月02日 令和11年12月01日	第07650004658号		○	○	○		

●中間処理 ○収集運搬



許可番号第 6620004858 号

# 産業廃棄物処分量許可証



住所 大阪府大阪市鶴見区桃野三丁目2番79号  
氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許可の年月日 令和3年1月26日

許可の有効年月日 令和9年11月28日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：焼却

産業廃棄物の種類：

- |             |              |   |
|-------------|--------------|---|
| 1. 汚泥       | 6. 紙くず       | 11. ゴムくず                                |
| 2. 廃油       | 7. 木くず       | 12. 金属くず                                |
| 3. 廃酸       | 8. 繊維くず      | 13. ガラスくず                               |
| 4. 廃アルカリ    | 9. 動植物性残さ    | 14. がれき類 (汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ<br>が付着したものに限り) |
| 5. 廃プラスチック類 | 10. 動物系固形不要物 |   |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 14 種類

処分の方法：選別

産業廃棄物の種類：

- |             |         |         |          |
|-------------|---------|---------|----------|
| 1. 廃プラスチック類 | 3. 木くず  | 5. ゴムくず | 7. ガラスくず |
| 2. 紙くず      | 4. 繊維くず | 6. 金属くず | 8. がれき類  |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 8 種類

処分の方法：破碎

産業廃棄物の種類：

- |             |         |
|-------------|---------|
| 1. 廃プラスチック類 | 2. 金属くず |
|-------------|---------|
- 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く 以上 2 種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種別：①焼却施設 ②選別施設 ③破碎施設  
 (2) 設置場所：大阪市鶴見区桃野3丁目2番79号  
 (3) 設置年月日：①平成11年5月12日 ②昭和61年1月15日 ③平成26年1月27日  
 (4) 処理能力：①240t/日 ②600t/日 ③4.5t/日  
 (5) 許可年月日：①平成9年9月11日  
 (6) 許可番号：①第288号

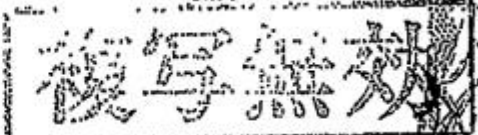
## 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の増設又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和49年10月5日 当初許可  
令和3年1月26日 許可更新

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無





許可番号第 6670004658 号

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン

代表取締役 吉村 太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許可の年月日 令和 4年 8月18日

許可の有効年月日 令和11年 6月30日

複写無効

### 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理

処分の方法：焼却

特別管理産業廃棄物の種類：

1. 汚泥（有機塩素系廃溶剤又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る）
2. 廃油（引火性のもの並びに特定有害産業廃棄物にあっては有機塩素系廃溶剤又はベンゼンに限る）
3. 廃酸（特定有害産業廃棄物を除く）
4. 廃アルカリ（特定有害産業廃棄物を除く）

以上4種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

- (1) 施設の種類：焼却施設
- (2) 設置場所：大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号
- (3) 設置年月日：平成11年5月12日
- (4) 処理能力：61トン/日
- (5) 許可年月日：平成9年9月11日
- (6) 許可番号：第233号

### 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日 当初許可  
令和 4年 8月18日 許可更新

### 5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無



許可番号 第06720004658号

# 産業廃棄物処分量許可証



住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号  
氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

堺市長 水谷 隆彦

実印



許可の年月日 令和 3年 7月 7日  
許可の有効年月日 令和10年 5月15日

## 複写無効

### 1. 事業の範囲

事業の区分：中間処理業

①中間処理の方法：焼却

取り扱う産業廃棄物の種類：

汚泥（有機性汚泥に限る）廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず  
動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず（以上13種類）

②中間処理の方法：選別

取り扱う産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず ゴムくず 金属くず ガラスくず がれき類（以上8種類）

③中間処理の方法：破碎

取り扱う産業廃棄物の種類：

廃プラスチック類 金属くず（以上2種類は、廃エアゾール製品及び廃カセットガスボンベに限る）

※上記①～③で取り扱う産業廃棄物は石綿含有産業廃棄物、水銀含有製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く

### 2. 事業の用に供するすべての施設

①施設の種別：汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設（往復動式ストーカ炉）

処理能力：240t/日（5t/時間×2炉×24時間/日）

許可年月日：平成22年11月11日 許可番号：第D-1号

設置年月日：平成25年 3月 7日

②施設の種別：破碎施設（二軸せん断式）（焼却施設の前処理設備）

処理能力：木くず 16.1t/日（8時間） 廃プラスチック類 4.16t/日（8時間）

許可年月日：平成15年 7月30日 許可番号：第9-1号

設置年月日：平成15年 8月30日

③施設の種別：選別施設

処理能力：1,000t/日（100t/時間×10時間/日）

設置年月日：平成 4年 3月31日

④施設の種別：破碎施設

処理能力：6.94t/日（13時間）（廃プラスチック類 0.074t/日）

設置年月日：令和 3年12月27日

上記①～④の設置場所：大阪府堺市西区築港新町3丁目31、48、50-1、50-2、50-3

### 3. 許可の条件 余 白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和49年 9月 4日 当初許可

令和 3年 7月 7日 更新許可

令和 4年 2月 1日 変更許可（事業の範囲の変更）

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第06770004658号

## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号  
氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

堺市長 永藤 英樹



許可の年月日 令和 3年 7月29日  
許可の有効年月日 令和10年 7月28日

### 1. 事業の範囲

複写無効

事業の区分：中間処理業

中間処理の方法：焼却

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類：

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限り、特定有害物質であるものを除く）  
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5 以上のものに限り、特定有害物質であるものを除く）  
（以上2種類）

### 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の種類：汚泥、廃油、廃プラスチック類及び産業廃棄物の焼却施設（往復動式ストーカ炉）  
処理能力：240t/日（5t/時間×2炉×24時間/日）  
許可年月日：平成22年11月11日  
許可番号：第D-1号  
設置年月日：平成25年 3月 7日  
施設の使用場所：大阪府堺市西区築港新町3丁31、48、50-1、50-2、50-3

### 3. 許可の条件

余 白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 7月29日 当初許可  
令和 3年 7月29日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 無





許可番号 第 02823004658 号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏 名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元



許可の年月日 令和5年7月13日

許可の有効年月日 令和10年7月12日

### 1. 事業の範囲

中間処理業

(1) 中間処理(破碎)

取扱産業廃棄物の種類

1. 廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を除く。)
2. 紙くず
3. 木くず
4. 繊維くず
5. ゴムくず
6. 金属くず
7. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く。)
8. がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2. 事業の用に供するすべての施設

(裏面に記載の1施設)

### 3. 許可の条件

中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年7月13日 新規許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

無

複写無効

# 複写無効

[別紙]

(1) 破砕施設

設置場所 : 兵庫県三田市テクノパーク21番6

設置年月日 : 令和5年4月14日

処理能力 : 混合物最大量として、240 t/日 (品目毎の処理能力は別表) (8 時間稼働)

許可年月日 : 令和4年3月31日

許可番号 : 第032106号

以上 1 施設

[別表]

品目毎の最大処理能力(t/日)

取扱産業廃棄物の種類	処理能力
廃プラスチック類	105
紙くず	72.8
木くず	186
繊維くず	161
ゴムくず	336
金属くず	226
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	290
がれき類	226



許可番号第 6610004658 号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン

代表取締役 吉村 太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許可の年月日 令和3年1月26日

許可の有効年月日 令和9年11月28日

複写無効

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え・保管を含む

産業廃棄物の種類：

- |          |             |           |                   |
|----------|-------------|-----------|-------------------|
| 1. 燃え殻   | 6. 廃プラスチック類 | 11. ゴムくず  | 16. ばいじん          |
| 2. 汚泥    | 7. 紙くず      | 12. 金属くず  | 17. 処分するために処理したもの |
| 3. 廃油    | 8. 木くず      | 13. ガラスくず |                   |
| 4. 廃酸    | 9. 繊維くず     | 14. 鉱さい   |                   |
| 5. 廃アルカリ | 10. 動植物性残さ  | 15. がれき類  |                   |

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む

ただし、積替え・保管を行うものについては水銀含有ばいじん等を除く 以上17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等が含まれている場合にはその旨を含む）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地：大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号
- (2) 面積：47.8m<sup>2</sup>
- (3) 保管上限：42.4m<sup>3</sup>
- (4) 積み上げ高さ：1.2m
- (5) 産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの

（水銀含有ばいじん等を除く、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）

## 3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和49年10月5日 当初許可
- 令和3年1月26日 許可更新
- 令和4年9月28日 変更届出（面積、保管上限、積み上げ高さの変更）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号第 6660004658 号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン

代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪市長 松井 一郎



許可の年月日 令和 4年 8月18日

許可の有効年月日 令和11年 6月30日



1. 事業の範囲

事業の区分 : 積替え・保管を含む  
特別管理産業廃棄物の種類 :

- 1. 汚泥
- 2. 廃油
- 3. 廃酸
- 4. 廃アルカリ
- 5. 廃石棉等

以上 5 種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- (1) 所在地 : 大阪市鶴見区焼野3丁目2番79号
- (2) 面積 : 17.2m<sup>2</sup>
- (3) 保管上限 : 20.8m<sup>3</sup>
- (4) 積み上げ高さ : 2.0m
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類 : 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃石棉等

3. 許可の条件

事業の範囲の変更や事業の用に供するすべての施設及びその設置場所並びに主要な設備の構造又は規模を変更する場合は事前に大阪市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5年 7月 1日 当初許可
- 令和 4年 8月18日 許可更新
- 令和 4年 9月28日 変更届出 (面積、保管上限、積み上げ高さの変更)

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第02700004658号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋子



許可の年月日 令和5年4月20日

許可の有効年月日 令和12年4月19日

複写無効

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
- 2 汚泥
- 3 廃油
- 4 廃酸
- 5 廃アルカリ
- 6 廃プラスチック類
- 7 紙くず
- 8 木くず
- 9 繊維くず
- 10 動植物性残さ
- 11 ゴムくず
- 12 金属くず
- 13 ガラスくず
- 14 ぬきざい
- 15 がれき類
- 16 ばいじん

17 処分するために処理したもの

石綿含有産業廃棄物を含む

水銀使用製品廃棄物を含む

水銀含有ばいじん等を除く

以上17種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

昭和50年2月25日 当初許可

令和5年4月18日 更新許可

令和5年4月18日 優良認定

### 4. 府内の政令市による積替え許可の有無

大阪市 第06610004658号

有

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

許可番号 第02750004658号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許可の年月日 令和4年7月1日

許可の有効年月日 令和11年6月30日

複写無効

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない  
特別管理産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
  - 2 廃油
  - 3 廃酸
  - 4 廃アルカリ
  - 5 ばいじん
  - 6 廃石綿等
- 以上6種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

平成5年7月1日 当初許可  
令和4年7月1日 更新許可  
令和4年7月1日 優良認定

### 4. 府内の政令市による積替え許可の有無

大阪市 第6660004658号

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

以下余白



許可番号 第 02803004658 号

### 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市鶴見区焼野三丁目 2 番79号

氏 名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元彦



許可の年月日 令和 4 年 12 月 13 日

許可の有効年月日 令和 11 年 12 月 12 日

#### 1. 事業の範囲

事業の区分: 収集運搬業 (積替え・保管を含まない)  
取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻 (水銀含有ばいじん等を含む。)
2. 汚泥 (水銀含有ばいじん等及び石綿含有産業廃棄物を含む。)
3. 廃油
4. 廃酸 (水銀含有ばいじん等を含む。)
5. 廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を含む。)
6. 廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. ゴムくず
12. 金属くず
13. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)
14. 鋸さい (水銀含有ばいじん等を含む。)
15. がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)
16. ばいじん (水銀含有ばいじん等を含む。)
17. 13号廃棄物

以上 17 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

複写無効

#### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

#### 3. 許可の更新又は変更の状況

昭和50年8月28日 新規許可  
 平成5年12月13日 更新許可  
 平成10年8月28日 変更許可 (取扱産業廃棄物の追加)  
 平成10年12月13日 更新許可  
 平成15年12月13日 更新許可

平成20年12月13日 更新許可  
 平成23年6月13日 変更許可 (取扱産業廃棄物の追加)  
 平成27年12月13日 更新許可  
 令和4年12月13日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無



許可番号 第 02853004658 号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住 所 大阪市鶴見区蛸野三丁目2番79号

氏 名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事 齋藤 元



許可の年月日 令和4年11月9日

許可の有効年月日 令和11年11月8日

#### 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬業(積替え・保管を含まない)  
取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1 汚泥
- 2 廃油
- 3 汚泥
- 4 廃アルカリ
- 5 廃石綿等

以上5種類



#### 2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

#### 3. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年11月9日 新規許可
- 平成10年11月9日 更新許可
- 平成15年11月9日 更新許可
- 平成20年11月9日 更新許可
- 平成27年11月9日 更新許可
- 令和4年11月9日 更新許可

4. 積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無





様式第七号の二 (第十条の二関係)

許可番号 02601004658

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊

許可の年月日 令和6年6月27日

許可の有効年月日 令和13年5月27日

複写無効

## 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- |                          |                        |
|--------------------------|------------------------|
| ①燃え殻                     | ⑧木くず                   |
| ②汚泥                      | ⑨繊維くず                  |
| ③廃油 (タールピッチ類を含まないものに限る。) | ⑩動植物性残さ                |
| ④廃酸                      | ⑪ゴムくず                  |
| ⑤廃アルカリ                   | ⑫金属くず                  |
| ⑥廃プラスチック類                | ⑬ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず |
| ⑦紙くず                     | ⑭がれき類                  |
- 以上14種類 (これらのうち特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
なし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- 昭和57年10月19日: 当初許可
- 昭和61年5月28日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ②③)
- 平成2年5月28日: 継続許可
- 平成5年11月24日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ⑧)
- 平成7年5月28日: 更新許可
- 平成9年5月15日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ①④⑤)
- 平成10年7月3日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ⑦⑨)
- 平成12年5月28日: 更新許可
- 平成17年5月28日: 更新許可
- 平成20年9月25日: 変更許可 (取り扱う産業廃棄物の種類の追加: ⑩⑪)
- 平成22年5月28日: 更新許可
- 平成22年5月28日: 変更許可 (事業範囲の変更: 石綿含有産業廃棄物の追加)
- 平成23年9月29日: 優良基準適合
- 平成29年6月28日: 更新許可 (優良基準適合)
- 令和6年6月27日: 更新許可 (優良基準適合)

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(日本産業規格 A列4番)



様式第十三号の二 (第十条の十四関係)

許可番号 02651004658

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日

令和 4 年 12 月 15 日

許可の有効年月日

令和 11 年 11 月 10 日



## 1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ① 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
  - ② 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
  - ③ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
  - ④ 廃石綿等
- 以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成5年11月11日：当初許可
- 平成10年11月11日：更新許可
- 平成15年11月11日：更新許可
- 平成20年11月11日：更新許可
- 平成23年9月29日：優良基準適合
- 平成27年11月11日：更新許可 (優良基準適合)
- 令和4年12月15日：更新許可 (優良基準適合)

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無





# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏 名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山下 真



許可の年月日 令和 6年 8月10日

許可の有効年月日 令和 13年 8月 9日



## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を除く)、汚泥(水銀含有ばいじん等を除く)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鋳さい(水銀含有ばいじん等を除く)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を除く)、令第2条第13号廃棄物  
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上17種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

平成 2年	8月10日	新規許可、
平成 7年	8月10日	更新許可、
平成10年	6月17日	変更許可(紙くず・繊維くずの追加)、
平成12年	8月10日	更新許可、
平成17年	8月10日	更新許可、
平成22年	8月10日	変更許可(動植物性残渣の追加)、
平成22年	8月10日	更新許可、
平成23年	6月22日	変更許可(5品目の追加)、
平成23年	6月22日	優良基準適合、
平成29年	8月10日	更新許可、
令和 6年	8月10日	更新許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

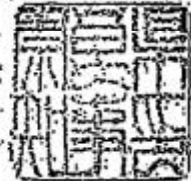
住 所 大阪府大阪市鶴見区陸野三丁目2番7号

氏 名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 荒井正吾



許可の年月日 令和 4年 7月 7日

許可の有効年月日 令和 11年 7月 6日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含む。

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類：  
廃油、廃石綿等 以上2項目

# 複写無効

## 2. 積替え又は保管を行うための場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替るための高さ及び面積を定めることができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

平成 5年 7月 7日	新規許可、
平成 10年 7月 7日	更新許可、
平成 10年 11月 25日	変更届(代表者)、
平成 15年 7月 7日	更新許可、
平成 17年 1月 31日	変更届(代表者)、
平成 20年 7月 7日	更新許可、
平成 23年 6月 22日	優良基準適合、
平成 27年 7月 7日	更新許可、
令和 4年 7月 7日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可番号 第03000004658号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪府大阪市鶴見区梶野三丁目2番79号  
名 称 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

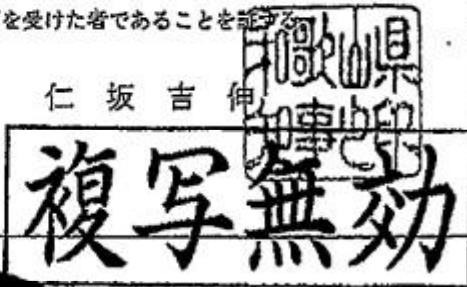


廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する

和歌山県知事

仁坂吉伸

許可の年月日 令和3年11月11日  
許可の有効年月日 令和10年11月10日



1. 事業の範囲

取扱産業廃棄物の種類

- 1) 燃え殻
- 2) 汚泥
- 3) 廃油
- 4) 廃酸
- 5) 廃アルカリ
- 6) 廃プラスチック類
- 7) 紙くず

水銀使用製品産物

取扱産業廃棄物のうち、  
2)

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有物  
6) 13) 14)

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
平成14年11月11日 新規許可 平成23年10月14日 優良確認  
平成26年11月11日 更新許可、優良認定 令和3年11月11日 更新許可、優良認定

5. 積替え許可の有無 (和歌山市区域) 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

# 産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号  
氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝



許可の年月日 令和6年2月15日  
許可の有効年月日 令和12年11月19日

## 複写無効

### 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

取り扱う産業廃棄物の種類

廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、  
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

汚泥(水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を除く。)、  
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、  
ゴムくず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。) 以上13種類

※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去  
に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成元年11月20日	新規許可	平成20年11月20日	変更許可
平成6年11月20日	更新許可	平成21年10月22日	変更許可
平成11年11月20日	更新許可	平成21年11月20日	更新許可
平成13年11月6日	変更許可	平成23年7月29日	優良確認
平成16年11月20日	更新許可	平成28年11月20日	更新許可

5. 積替え許可の有無 無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無



## 産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 7 年 月 日

北九州市長 様



申請者 〒538-0037

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6913-2222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）</p>	<p>汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。） 以上6種類 （石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） （特別管理産業廃棄物であるものを除く。） （積替え又は保管を含まない。）</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号 電話番号 06-6913-2222</p> <p>事業場 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号 電話番号 06-6913-2222</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>車両 ダンプ 10t 6台 2t 1台、清掃車 2t 1台、バン 0.35t 1台、キャブオーバ 2t 3台、脱着装置付コンテナ専用車 8t 1台 4t 10台 2t 1台 計24台 容器 ケミカルドラム 30個(200L)、フレコンバッグ 30個 駐車場 7箇所(別紙のとおり)</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>なし</p>
<p>※事務処理欄</p>	

許可番号 第07600004658号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏 名 株式会社 ダイカン

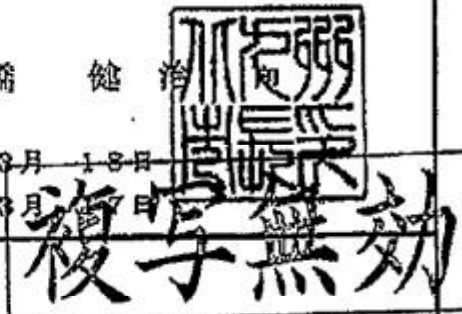
（法人にあつては名簿及び代表者の氏名） 代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北 橋 健 治

許可の年月日	平成 30年	3月 18日
許可の有効年月日	平成 37年	3月 17日



1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、

以上6種類（石棉含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、

（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 8年 3月 18日 新規許可                      平成 18年 3月 18日 更新許可

平成 10年 11月 2日 変更許可                      平成 23年 3月 18日 更新許可

平成 13年 3月 18日 更新許可                      平成 30年 3月 18日 更新許可

5. 積替え許可の有無      記載なし

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無      有

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第07650004658号

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社 ダイカン

(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 吉村 太郎



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

北九州市長 北橋 健治



許可の年月日 令和 4年 12月 2日

許可の有効年月日 令和 11年 12月 1日

複写無効

1. 事業の範囲

積替え又は保管を含まない

- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロヘキサン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はホウ酸又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、硫酸又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シアン酸、チオベンゾ酸若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.6以上のもの、又はホウ酸又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、硫酸又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、酢酸、シアン酸、チオベンゾ酸若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類  
なし

3. 許可の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年12月 2日	新規許可	平成15年12月 2日	更新許可
平成20年12月 2日	更新許可	平成27年12月 2日	更新許可
令和 4年12月 2日	更新許可		

5. 積替え許可の有無 記載なし

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号第 02300004658 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

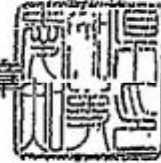
住 所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏 名 株式会社 ダイカン  
代表取締役 吉村 太郎 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 4 月 24 日  
許可の有効年月日 令和 9 (2027) 年 3 月 5 日

複写無効

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)、汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ダスト類 (水銀含有ばいじん等を除く。)

以上 15 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

平成 27 年 3 月 6 日 新規許可

令和 2 年 4 月 24 日 更新許可 (優良認定)

### 5 積替え許可の有無

有 ・

### 6 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・

許可番号 01801004658

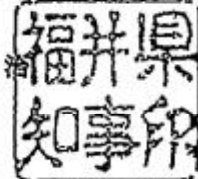
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 大阪府大阪市鶴見区焼野三丁目2番79号

氏名 株式会社ダイカン 代表取締役 吉村 太郎  
(法人にあつては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治



許可の年月日  
許可の有効年月日

令和 4年 8月19日  
令和 9年 8月18日

複写無効

1. 事業の範囲

積替保管の有無

積替保管を含まない

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類、ばいじん 以上15種類（石棉含有産業廃棄物を含む。）

（自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げることができる高さ

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新または変更の状況

(1) 令和 4年 8月19日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無